

# 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱

平成18年10月10日

18練福介第3096号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項および第115条の45の7第1項ならびに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第112条第1項の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者および介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、練馬区（以下「区」という。）が行う指導および監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付および第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬等」という。）の請求ならびに業務管理体制の整備等に関し、法令、通達および区が別に定める指導に係る基準（以下「指導基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付等の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的とする。

(指導および監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導および監査の対象は、つぎに掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院および指定介護療養型医療施設
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護および介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 第1号事業を行う指定事業者
- (10) 前各号（第7号を除く。）に掲げる者の特例によりサービスを行う者

(指導方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬等の請求および業務管理体制

の整備等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

(指定市町村事務受託法人)

第4条の2 区は、実地指導に当たり、法第23条に基づく文書の提出等について、法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人に対し、業務の一部を委託することができる。

(指導形態等)

第5条 指導の形態は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

つぎに掲げる指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 一般指導

区が単独で行うもの

イ 合同指導

区が厚生労働省または東京都等と合同で行うもの

(指導対象の選定基準)

第6条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定についてはつぎに掲げる選定基準および一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容および過去の指導事例等指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 毎年度、国の示す指導重点事項に基づきサービス事業者等を選定する。

(イ) その他、特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等を選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

2 サービス事業者等に対し、都道府県および他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略して差し支えないものとする。

(指導の実施方針および実施計画)

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項等掲げる指導実施方針(以下「実施方針」という。)を、毎年度、別に定めるものとする。

2 前項に規定する実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成等を含む実施計画を、毎年度、別に作成するものとする。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した資料を練馬区ケア倶楽部等のホームページに掲載する等必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定および目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

イ 指導方法

実地指導は、指導基準等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）を踏まえ実施する。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項および介護報酬について、過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によりその旨の通知を行うものとする。

エ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対してウにより通知した事項については、原則として当該通知が到達した日から30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(調査書類の提出)

第9条 実地指導等の実施に当たって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要となる書類の提出を求めることができる。

(監査への変更)

第10条 実地指導中につぎに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命または身体の安全に危

害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合  
(監査方針)

第11条 監査は、介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合、もしくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）または介護報酬等の請求について不正もしくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査の選定基準)

第12条 監査は、つぎに掲げる情報等から指定基準違反等があるときに行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会および保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 介護サービスの情報の公表に係る未実施情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条により指導を行った場合に、区が確認したサービス事業者等に係る指定基準違反等

(3) 業務管理体制の不適切な整備・運用状況

(監査方法等)

第13条 区長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、もしくは出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては、局長通知を踏まえ実施することとする。

3 区長は、指定権限が都道府県にあるサービス事業者等（法第76条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項および第115条の7第1項ならびに旧法第112条第1項に規定する事業者をいう。）について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県に行うものとする。この場合において、当該サービス事業者等の介護給付対象サービスに関して、複数の区市町村に関係があるときには、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

4 区長は、指定基準違反等と認めるときは、文書により都道府県に通知を行うものとする。この場合において、都道府県と区が同時に実地検査等を行っているときには、当該通知を省略することができるものとする。

(通知および報告書の提出)

第13条の2 介護サービス事業者等に対して監査を行った結果、法に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨を当該介護サービス事業者等に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により通知をした介護サービス事業者等に対して、その改善状況について、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、つぎに定めるところによる。

(1) 勧告

ア サービス事業者等が区の条例および厚生労働省令で定める人員、設備および運営に関する基準に違反したことが確認された場合、法第78条の9第1項、第83条の2第1項、第115条の18第1項、第115条の28第1項および第115条の45の8第1項の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ アの規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ アの規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 前号の規定による勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第78条の9第3項、第83条の2第3項、第115条の18第3項、第115条の28第3項および第115条の45の8第3項の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アの規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ アの規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

法第78条の10、第84条第1項、第115条の19、第115条の29および第115条の45の9の規定に該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止をすることができる。

(4) 行政上の措置の公表等

監査の結果、前号の規定による指定取消し等の処分を行ったときは、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。この場合において、法第78条の11第4号および第115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいず

れかに該当するときは、これらの規定は適用しないものとする。

(経済上の措置)

第16条 監査後の経済上の措置は、つぎに定めるとおりとする。

- (1) 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容または介護報酬等の請求に関し、不正または不当の事実が認められ、これに関する返還金が生じた場合には、法第22条第3項に基づき不正利得の徴収等を行うものとする。
- (2) 連合会に連絡し、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬から前号に規定する返還金を控除させるよう措置するものとする。
- (3) 返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス事業者等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう指導するものとする。

(指定取消し等処分ができる事由)

第17条 指定基準に従った適正な運営が行われておらず、指定取消し等処分ができる事由は、つぎに定めるとおりとする。

- (1) 法第78条の10各号に該当する場合
- (2) 法第84条第1項各号に該当する場合
- (3) 法第115条の19各号に該当する場合
- (4) 法第115条の29各号に該当する場合
- (5) 法第115条の45の9各号に該当する場合
- (6) 利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

(都道府県への通知)

第18条 指導または監査を行った結果、つぎに該当すると認めるときは、その旨を当該事業所の所在地の都道府県知事に通知する。

- (1) 法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項および第115条の4第1項ならびに旧法第110条第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項および第115条の4第2項ならびに旧法第110条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第77条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項および第115条の9第1項ならびに旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 法第100条第3項および第114条の2第3項に該当する場合

(関係機関等との連携)

第19条 指導の効果を高めるために、東京都および他の保険者ならびに連合会との連携を図るものとする。

- 2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省および東京都に報告するものとする。
- 3 業務管理体制の整備に係る指導および監査に当たり、介護サービス事業所の指定権者等と当該事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合においては、円滑に業務を遂行するた

め、情報共有や情報提供等により、関係機関等との連携を十分に図る。

(指導および監査情報の提供)

第20条 指導および監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、サービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）に提供する。

- 2 指導および監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後のサービス事業者等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

(検査証の携帯)

第21条 区長は、法第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項および第115条の45の7第1項ならびに旧法第112条第1項に規定する監査を行うときは、当該監査を行う職員に練馬区介護保険検査証（様式）を携帯させるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月10日から施行する。
- 2 練馬区介護老人保健施設指導監査実施要綱（平成12年10月27日練保計発第170号）は、廃止する。

付 則（平成24年3月30日23練福介第6092号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日1練福介第7944号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月22日3練福管第10017号）

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

様式（第 21 条関係）

（表）

<b>介護保険検査証</b>		第 号
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">証明写真</div>	所属	練馬区 部
	職名	課
	氏名	
練馬区 長(公印)		
年 月 日	発行	

（裏）

本証は、介護保険法第 42 条第 4 項、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、第 47 条第 4 項、第 49 条第 3 項、第 54 条第 4 項、第 54 条の 3 第 3 項、第 57 条第 8 項、第 59 条第 4 項、第 76 条第 1 項、第 78 条の 7 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 114 条の 2 第 1 項、第 115 条の 7 第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項、第 115 条の 27 第 1 項、第 115 条の 33 第 1 項および第 115 条の 45 の 7 第 1 項ならびに健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 112 条第 1 項に規定する監査を行うときに携帯すべき証明書である。

本証は、異動、退職等により、上記に規定する調査に関する事務に従事する職員でなくなったときは返還すること。